

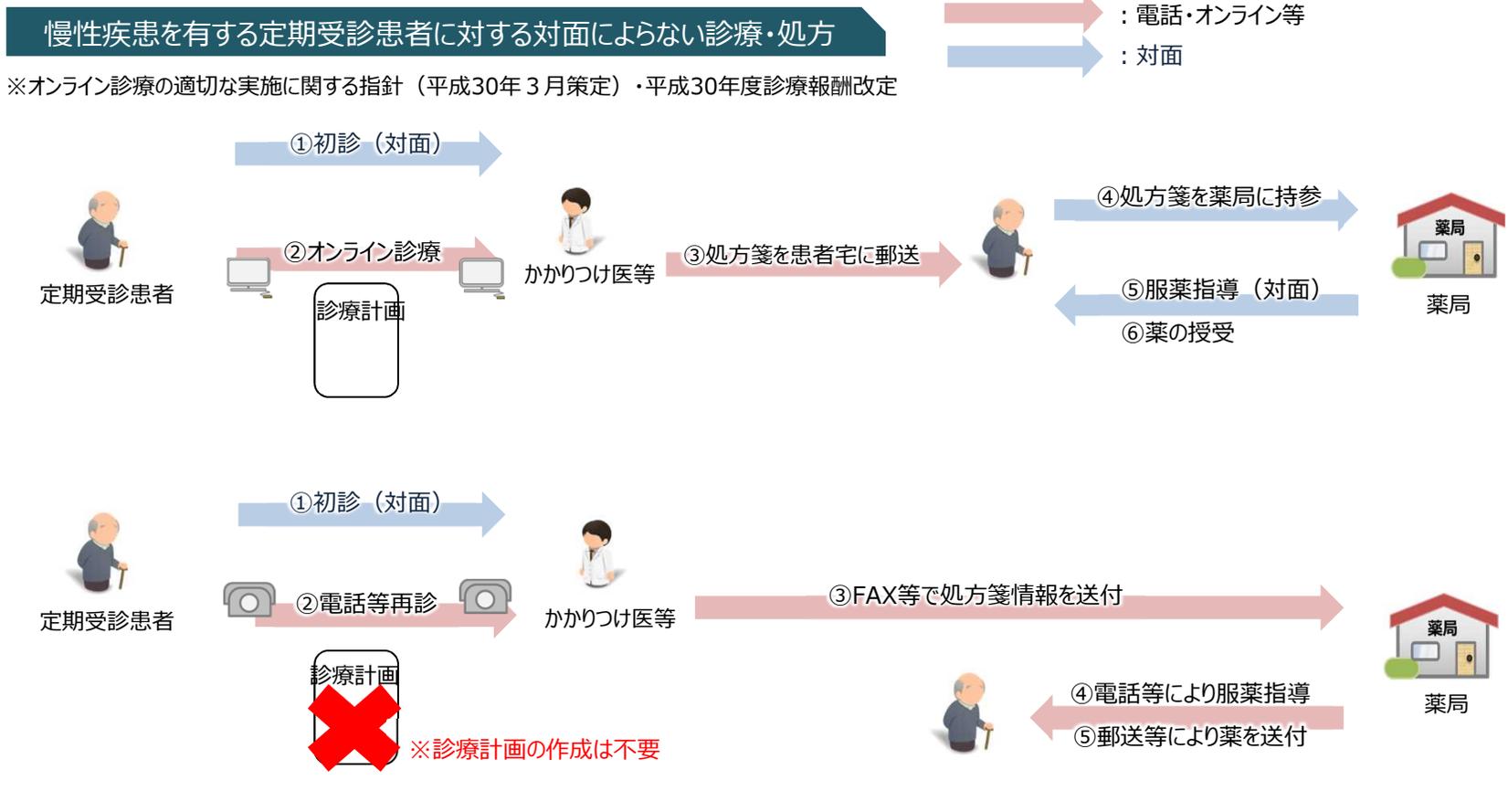
第10回オンライン診療の適切な実施に 関する指針の見直しに関する検討会	資料1
令和2年8月6日	

中医協 総 - 7 - 1
2 . 8 . 1 9

これまでの経緯と 今後の検討の進め方について

慢性疾患を有する定期受診患者に対する電話等による処方（2月28日事務連絡）

- 令和2年2月28日に事務連絡を発出し、新型コロナウイルスの流行を踏まえた措置として以下の取扱いを可能とした。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、
 - ・ かかりつけ医等の判断で、電話等を用いて診療し、処方箋情報をファクシミリ等により薬局に送付
 - ・ 薬局において、その処方箋情報に基づき調剤し、電話等により服薬指導
 - ・ 上記の診療や服薬指導等について電話等により再診料や処方箋料、服薬指導に係る報酬等を算定



新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療の更なる活用について

【オンライン診療に関する論点ごとの検討会(*)等における検討結果】

* 第8回「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（令和2年3月11日開催）

対応

<p>① 継続した発熱等、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療</p>		<p>✓ 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療（診断、治療等）を電話やオンラインで行うことは、下記の理由等により、<u>感染の拡大や重症化により致死率が高くなるリスクがあり困難。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な検査（PCR検査等）が困難であり、正確な診断ができない。 視診と問診のみによる重症度の評価は困難。 他疾患（喘息や他の感染症等）を見逃すリスクが高い。 	<p>×</p>
<p>② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として解熱剤等の薬を処方</p>		<p>✓ 感染のリスクに鑑み、かかりつけ医等の判断で、<u>既に診断され治療中の疾患の症状の変化については、診療計画を変更した上で、電話やオンライン診療による薬剤の処方を可能とする。</u></p>	<p>○</p>
<p>③ 既に診断され、治療中の慢性疾患を有する患者の血圧上昇等の症状の変化への対応</p>		<p>✓ 帰国者・接触者相談センターを委託された場合等において、<u>かかりつけ医等が、電話による相談やオンライン受診勧奨を行う。</u></p>	<p>○</p>
<p>④ 地域によっては、帰国者接触者相談センター・外来へのアクセスが過多である場合があり支援が必要。</p>		<p>✓ 感染が拡大した場合において、新型コロナウイルス陽性の無症候・軽症患者に対し、対面診療による診断後、在宅での療養が必要な期間中、<u>電話による相談やオンライン診療等を用いて在宅での経過観察を行う。</u></p>	<p>○</p>

検討会での検討結果を踏まえて、令和2年3月19日に事務連絡を発出し、上記③～⑤について、新型コロナウイルスの流行を踏まえた措置として実施できることとした。

新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療の更なる活用について

- 新型コロナウイルス感染症の急速な拡大、簡便な診断キットや治療薬がない状況、感染防止に伴い生じる医療アクセスの困難さ、患者や国民の感染への不安の増大等、**平時ではない状況を踏まえ、時限的な措置として**、新たな症状への対応をオンライン診療で行うことを下記のように検討してはどうか。
- なお、通常時の取り扱いについては、引き続き初診対面を原則とし、その例外については今般の対応についても検証し、感染の収束後に改めて検討を行うこととする。

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第9回 資料1

① 継続した発熱等、**新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療**

② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として**解熱剤等の薬を処方**

検討の視点

- ◆ かかりつけ医等が行う場合には、医師患者関係が醸成されており、基礎疾患が把握されていること等によりリスクが異なることから下記の通り場合分けをして検討することとしてはどうか。

ケース1 既に診断され、治療中の慢性疾患で**定期受診中**の患者に対し、新たに別の症状についての診療・処方を行う場合

✓ 既に診察したことのある医師が、医学的に電話やオンラインでの診断が可能であると判断した範囲で、診療・処方を認めることをどう考えるか

ケース2 過去に受診履歴のある患者に対し、新たに生じた症状についての診療・処方を行う場合

✓ 過去の受診履歴の時点等について考慮した上で、既に診察したことのある医師が、医学的に電話やオンラインでの診断が可能であると判断した範囲で、診療・処方を認めることをどう考えるか

ケース3 過去に受診履歴のない患者に対して診療を行う場合

✓ 医学的に電話やオンラインでの診断が可能であると医師が判断した範囲で、診断・処方を認めることについてどう考えるか

ケース4 過去に受診履歴のない患者に対し、**かかりつけ医等からの情報提供を受けて**、新たに生じた症状についての診断・処方を行う場合

✓ 既に診察したことのある医師から情報提供を受けた医師が、医学的に電話やオンラインでの診断が可能であると判断した範囲で、診療・処方を認めることをどう考えるか

主にP15～
P17で議論

主にP18～
P20で議論

第9回検討会以降の経緯

○ 令和2年4月2日第9回検討会での議論

令和2年4月2日に開催した第9回の検討会において、前ページに掲げた事項について検討を行い、以下の結論となった。

- ✓ ケース1、ケース2、ケース4は概ね了承
- ✓ ケース3については、医療体制がさらに逼迫した場合等を条件とする

<参考>第9回検討会議事録（抜粋）

山本座長：1、2、4に関してはもう少し細かいところの検討は必要ですけれども、おおむねこのような形でお認めするというので、3に関しては厳しい医療体制を条件として、さらにリスクの持つ意味を患者さんと国民に十分に周知をしていただくということで進めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

上記結論も踏まえ、規制改革推進会議が提言



○ 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用について」 (令和2年4月7日規制改革会議決定)

【実施すべき事項】

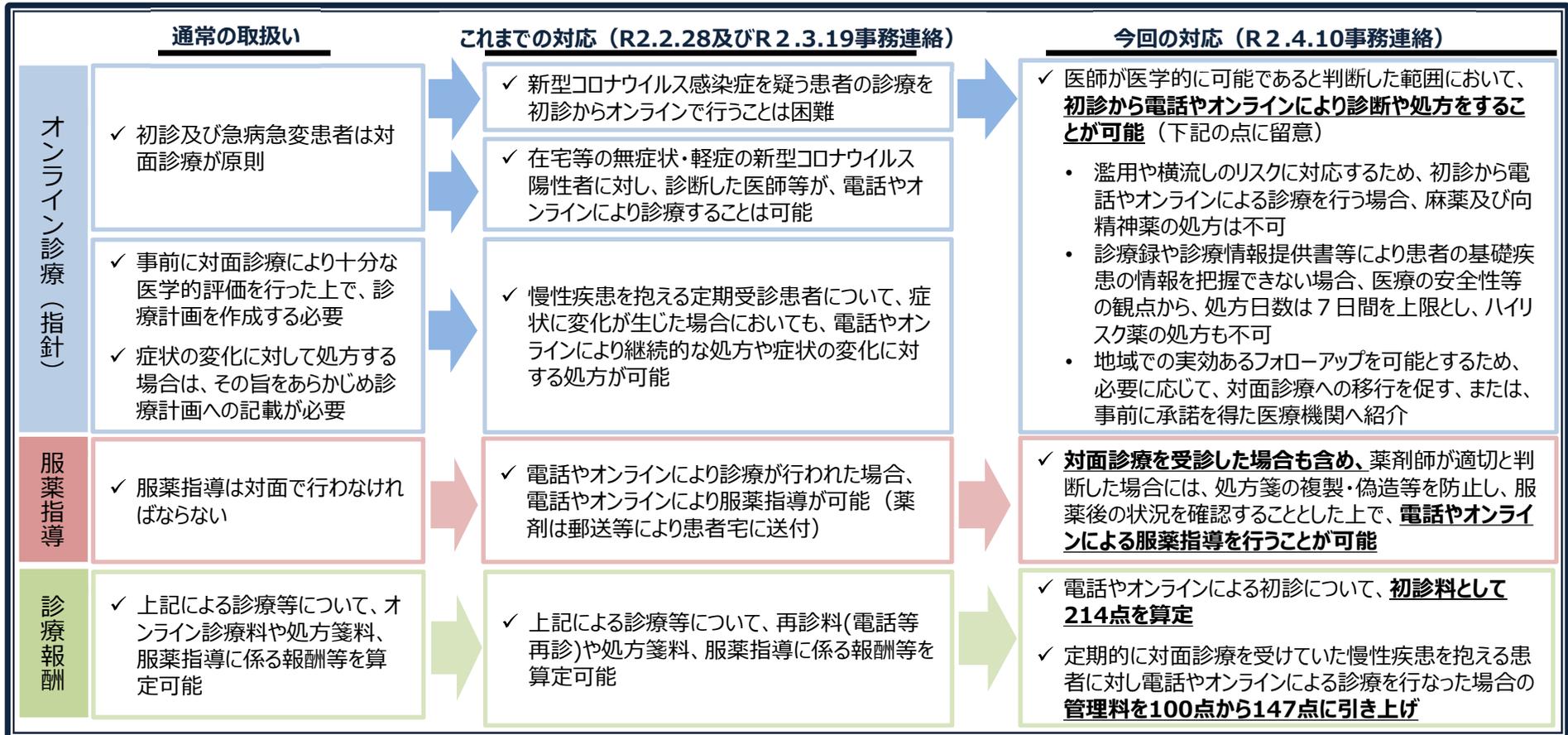
(1) オンライン診療・電話診療の活用

ア オンライン診療・電話診療の拡充（初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し）
新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下において、国民・患者が安心して医療を受けることができるよう、初診も含め、電話等で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備する。（中略）

さらに、過去に受診歴のない者について、医療機関（患者の利便に資するよう都道府県を經由して厚生労働省が公表）の電話等による診療を行う医師は、その判断により診断や処方を実施する。この場合においては、医薬品の横流し等のリスクに対応するために、医薬品の処方に一定の制限を行うこととする。⁵

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた電話等情報通信機器を用いた診療等に関する時限的な取扱い

電話やオンラインによる診療・服薬指導の活用



実施状況と課題

<実施状況>

- 8月5日時点で、電話・オンラインによる診療を実施する医療機関は、約16,000機関。このうち、初診から実施する医療機関は、約6,000機関。
- 初診から電話・オンラインによる診療を実施したと報告のあった件数は、4月が約5,300件、5月が約9,700件、6月が約5,700件。

<課題>

- 上記の時限的な取扱いは、感染が収束するまでの間とし、原則として3ヶ月ごとに、感染拡大の状況、施策の実用性と実効性の確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を実施することとしている。この検証の結果を踏まえ、時限的な取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について検討を進める。

本検討会において議論する事項

背景・問題意識

4月10日付けの事務連絡において、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療の取扱いについてお示しした。

○ 4月10日付け事務連絡の記載

5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。



○ 本検討会において議論する事項（案）

以上のとおり、上記事務連絡による対応は原則として3か月ごとに検証を行うこととしている。今般、4月～6月の実績について医療機関から報告を受けたところであり、当該報告の検証を行う必要がある。

そこで、以下の事項について、本検討会において議論してはどうか。

- ✓ **実績の検証について**
- ✓ **「感染が収束するまでの間」の現時点での評価について**
- ✓ **追加で必要な対応等について**